

令和3年6月25日

事業者の皆様へ

契約手続における押印の見直しについて

三浦市では、令和3年7月1日以降に提出される契約手続に関する一部の書類については、押印を必要としないこととしましたので、お知らせします。

記

1 押印を必要としない主な書類

- (1) 見積書
- (2) 請書
- (3) その他契約に係る手続において事業者から提出いただく書類
※詳細は別添「押印を必要としない書類一覧」のとおりになります。

2 押印をしなかった場合の代替措置

- (1) 当該書類に「**本件責任者及び担当者**」の氏名及び電話番号を記載してください。
※本件責任者と担当者が同一の場合は、責任者欄を記載し、担当者欄は「同上」でもかまいません。
※見積書については、電子メールアドレスも記載してください。（電子メールアドレスがない場合は不要）
- (2) 必要に応じて、書類の記載内容について確認させていただく場合があります。

3 その他

- (1) 従前どおり押印した書類であっても提出可能です。
- (2) 従前の印マークの印字された様式を使用して押印をしなかった場合も無効や不備にはなりません。

【問合せ】

三浦市総務部契約課
電話 046-882-1111
内線 211・236・237
FAX 046-882-1161
e-mail gyouseikanri0302@city.miura.kanagawa.jp

押印を必要としない書類一覧(主なもの)

No.	名 称	根拠規程	様式番号等
1	見積書		
2	委任状（入札及び見積事務に係るもの）		
3	工事請負請書		
4	業務委託請書		
5	物件供給請書		
6	工程表	三浦市契約規則	第 10 号
7	工事着手届	三浦市契約規則	第 11 号
8	工事日報	三浦市契約規則	第 12 号
9	現場代理人及び技術者届	三浦市契約規則	第 13 号
10	履行期日延期願	三浦市契約規則	第 14 号
11	工事完成届	三浦市契約規則	第 15 号
12	工事受渡調書	三浦市契約規則	第 17 号
13	公共工事前払金申請書	三浦市契約規則	第 18 号
14	公共工事中間前払金申請書	三浦市契約規則	第 18 号の2
15	公共工事前払金返還請求書	三浦市契約規則	第 20 号